

I. 定義と目的

利益相反とは

業務ならびに研究・教育が、外部との経済的な利益関係等によって、公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を利益相反（Conflict of Interest：COI）という。

本指針の目的

医学研究や診療を支持する診療ガイドラインなどは、産学連携に伴って生じる恣意的判断がなされてはならない。最先端の医学研究や大きな医学的進歩を果たすためのガイドライン作成には、膨大な研究費や人材を必要とし、また人材育成に時間・金銭を必要とすることも事実である。素晴らしい研究には、様々な人材や企業が参画ことにより発展することも論を待たない。一方、これら産学連携の成果を社会へ還元することによって得られる公的利益と、個人が産学連携によって得られる金銭・地位・権利などの私的利益が相反し公明性を損じる、すなわち利益相反（COI）が生じる可能性がある。そこで一般社団法人日本手術医学会（以下日本手術医学会）ではこのCOIを適切に管理し、産学連携において、倫理性、透明性と中立性を確保し、手術医学の進歩に貢献し社会的責務を果たせるよう指針を策定する。

II. 対象者

本指針は、以下を対象者に定める。

- (1) 法人としての日本手術医学会
- (2) 日本手術医学会理事会、委員会、作業部会等の構成員ならびにその配偶者
- (3) 日本手術医学会が開催する学術集会、講演会、セミナーで発表する会員および非会員、ならびに本学会機関誌等で論文発表する会員および非会員

III. 対象事業

本指針は、日本手術医学会が関わる全ての事業活動に対し適用する。
具体的な事業を下記に記す。

- (1) 受託研究費や研究助成費を受けて行う研究および調査
- (2) 日本手術医学会が開催する学術集会、講演会、セミナー（ランチョンセミナー等も含む）、市民公開講座
- (3) 日本手術医学会雑誌やガイドライン等の本学会が発行する出版物
- (4) 臨時で設置される調査委員会、諮問委員会

IV. 開示すべき項目

対象者は、細則に示す基準を超える場合は自己申告し、利益相反状態を開示する義務を負うものとする。具体的な開示方法・期間は、細則に定める。

V. 利益相反状態の回避

研究結果の公表、ガイドライン・マニュアル等の策定は、純粋な科学的根拠や社会的公平性に基づいて行われるべきであり、研究資金の提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならない。従って臨床研究の実施・計画責任者、ガイドライン・マニュアル策定責任者は、利益相反状態のないものを選出する。ここでの利益相反状態とは

- (1) 当該研究やガイドライン・マニュアルを依頼する企業の株保有
- (2) 当該研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得
- (3) 当該研究やガイドライン・マニュアルを依頼した企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問（無償の科学的な顧問は除く）

但し、上記(1)～(3)に該当するものであっても、研究実施やガイドライン・マニュアル策

定に必要不可欠である場合は、責任者として就任することは可能である。

VI. 違反者への措置と不服申し立て

違反が疑われる場合への対応は細則に定める。違反者と認定された者は、不服申し立てを行うことができる。不服申し立て方法は、細則に定める。

VII. 細則の制定

日本手術医学会は、本指針を実運用するために必要な細則を制定することができる。

VIII. 指針の改定

社会状況の変化や法令改正などによって、本指針が現状に則せずに改定が必要と考えられる場合、理事会より発議し、利益相反委員会に改正を促す。利益相反委員会は改正の草案を作成し理事会に諮る。指針は総会の決議をもって改定することができる。

(附則)

本指針は、2023年11月23日より施行する。